

2016年8月1日

東京高等裁判所刑事部 御中

第三次再審請求は 非常上告か再審か

請求申立人

偽装刑事裁判は法令違反に基づく非常上告事件か

憲法違反の訴訟手続きによって判決がなされて確定した場合、これを是正すべきは国家の責務であり、かかる観点から刑事訴訟法 439 条 1 項は検察官を再審請求の筆頭に掲げている。

再審における法令違反の取り扱いは、刑事訴訟法では非常上告とされる、この申立権者は被告人でなく検事総長であり、再審期間はないとされている。

審理手続は。

刑訴では、検察官の陳述と申立書の範囲内での、裁判所の職権調査のみ。(被告人の出る幕はない)。

判決は非常上告棄却か、または違反部分の破棄および被告人不利益部分についての新判決のいずれかとなる。

被告人に効力が生じるのは新判決のみである(結局、非常上告というのは原則的には手続のための再審判であって、被告人救済という趣旨はほとんどない)。

刑訴では事実認定の瑕疵のみ再審対象とし、法令違反については、被告人が請求できない形を取っている。

これは刑訴においては、法令違反は原則としてありえない、という考え方が背後にあるのだろうか。

しかも、裁判所の審理は検事総長の申立書の範囲内に限られ、手続上の法令違反は破棄されるのみで裁判をやり直すことはしない。

被告人の不利益部分に変更がなされる場合のみ、新判決を出すのであり、法令違反による裁判のやり直しは、非常上告ではほぼ不可能と考えざるを得ない。

すなわち、刑訴においては、上告審で、411 条 1 号判決に影響を及ぼす法令違反による他ない。

1 請求の趣旨

請求人に係る、平成8年(う)1401号事件(名誉毀損被告事件)につき、1996年12月11日、東京高等裁判所第9刑事部が言い渡した有罪判決に対し、再々の再審の請求を予定している。

2 請求の理由

虚偽告訴に基づく訴追がされて、証拠調を省略した偽装事実審が控訴審でもされた。逮捕・起訴事実の法令違反から、刑事・公判手続き手続、更には判決原本の不在・捏造までして、申立人に懲役刑に送った。

この刑事弾圧をした法曹三者共を、満期出獄して刑事告訴するも、「犯罪を構成しない・告訴状の不受理・理由無き不起訴処分」悉く潰されて、これを提訴するも門前払いの”**事情判決**”で潰され続けている。

再審請求申立は即時に受理はするものの、拙速の却下となり、逮捕・商業新聞五紙のリンチ報道から17年半になる今も、解決は雲煙の彼方であり、湿気たマッチを擦るが如く無惨な状況の中、事件関連のスクラップ訴訟を間断なく続けている。

刑事訴訟法では、検事総長が唯一の非常上告の申立人であるから、検事総長を動かすためには、上申書を提出するとか、外圧(マスコミ・支援組織)に頼るしかないが、刑事一審以来、主張する”日本の野蛮な偽装刑事裁判”とは全く理解されず、狂人視され続けている。

しかし偽装刑事裁判を証明する、確たる証拠と優れた理論で、検察官・高橋真・吉村弘、裁判官・原田國男を提訴した、この三者の答弁書は共に「認否はしない」。

原告立証が足りないとする棄却判決の趣旨は、「確定有罪判決を覆してから、被害補償が欲しいなら国賠訴訟に訴えろ」

園田義明・洋子の虚偽告訴事件を証明する無罪証拠は、東京高裁・佐藤文哉が握り潰したが、この弾劾証拠の証拠価値は変わらず、不動で新鮮である。

非判決で懲役刑・基本裁判が存在しない事犯を再審請求するのは粹狂の極みだがわが国には裁判官・検察官犯罪を裁く制度がない。

相談すべき法律家もいず、また誣告者を提訴した民事記録の一部が返還されない。この閉塞状況に、鬱憤晴らしにもならない再申請申立は、屁の突っ張りにもならない。

再審請求に限度はない、よいか、生ある限り何度でも続ける、そうすれば書面の送達で、前回前々回に見られる郵便法違反、また書記官職印の上に名字の印字、こうした印章や、虚偽公文書に関する裁判所の檻褻を、ネット上で騒ぐことになる。

一度でよいから時間を戴き、申立人の事件は再審請求事件か、非常上告事件か。またその必要要件・手続き等の教示を願いたい。

以上